



宮 崎 県 公 報

平成28年 9 月12日 (月曜日) 第 2828 号

発 行 宮 崎 県
印 刷 宮 崎 市 旭 1 丁 目 6 番 25 号
K・Pクリエイションズ株式会社

発 行 定 日 毎 週 月 ・ 木 曜 日
購 読 料 (送 料 共) 1 年 37,200 円

目 次

告 示

- 漁港施設の使用に当たり知事の許可が必要な施設の指定…………… (漁村振興課) 1
- 道路の区域の変更…………… (道路保全課) 1

頁

- 道路の供用の開始…………… (道路保全課) 1
- 急傾斜地崩壊危険区域の指定…………… (砂防課) 2
- 建築基準法に基づく道路の位置の指定…………… (建築住宅課) 2

公 告

- 工事整備対象設備等の工事又は整備に関する講習の実施…………… (消防保安課) 2

告 示

宮崎県告示第 585号

宮崎県漁港管理条例 (昭和38年宮崎県条例第19号) 第10条第 1 項の規定による甲種漁港施設の使用に当たり知事の許可を受けなければならない施設を次のとおり指定する。

関係図面は省略し、宮崎県農政水産部漁村振興課及び宮崎県北部港湾事務所に備え置いて縦覧に供する。

なお、漁港施設の使用に当たり知事の許可が必要な施設の指定 (平成25年宮崎県告示第98号) は、平成28年 9 月30日限り廃止する。

平成28年 9 月12日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

1 指定施設

漁港名 (所在市町村)	施 設	許可隻数	使用期間
門川漁港 (門川町)	漁港内 指定施設 B 内 番号 1 から18、23から 37及び38から44で示さ れた区域	193隻以 内	周年
	漁港内 指定施設 C 内 番号45から64で示され た区域		
	漁港内 指定施設 D 内 番号65から70で示され た区域		
	漁港内 指定施設 E 内 番号19から22、135か ら 144、186及び 187 並びに 188から 193で 示された区域		
	漁港内 指定施設 F 内 番号71から 126で示さ れた区域		
漁港内 指定施設 G 内 番号 127から 134、1 45から 167、168から			

171及び 172から 185
で示された区域

2 指定の適用の日

平成28年10月 1 日

宮崎県告示第 586号

道路法 (昭和27年法律第 180号) 第18条第 1 項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、関係図面は、平成28年 9 月12日から平成28年 9 月26日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成28年 9 月12日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

路線 番号	道路の 種 類	路線名	区 間	新旧 の別	敷地の 幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
336	県道	宮崎田 野線	宮崎市田野 町字白坂上 甲2406番1 地先から同 市同町同字 甲2407番1 地先まで	旧	8.6~ 15.0	69.9
				新	8.6~ 15.0	69.9

宮崎県告示第 587号

道路法 (昭和27年法律第 180号) 第18条第 2 項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、平成28年 9 月12日から平成28年 9 月26日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成28年 9 月12日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

路線 番号	道路の 種 類	路線名	区 間	供用開始の期日
336	県道	宮崎田	宮崎市田野	平成28年 9 月12日

野線	町字白坂上 甲2406番1 地先から同 市同町同字 甲2407番1 地先まで
----	---

宮崎県告示第 588号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項の規定により、次の区域を急傾斜地崩壊危険区域に指定する。

平成28年9月12日

宮崎県知事 河野俊嗣

1 脇2地区

(1) 区域の表示

次に掲げる土地に存する標柱1号から標柱12号までを順次結んだ線及び標柱1号と標柱12号を結んだ線により囲まれた土地の区域

(2) 標柱の表示

標柱番号	標柱の存する土地
1	児湯郡高鍋町大字南高鍋字旧城内6950地先道路
2	” ” ” ” 6952-2
3	” ” ” ” 6952-1
4	” ” ” ” 6940
5	” ” ” ” 6940地先道路
6	” ” ” ” 6941-1
7	” ” ” ” 6936-1
8	” ” ” ” 6936-1
9	” ” ” ” 6941-1
10	” ” ” ” 字奥ノ下7053-3地先水路
11	” ” ” ” 字旧城内6946-1
12	” ” ” ” 6946

宮崎県告示第 589号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定により、次のとおり道路の位置を指定した。

平成28年9月12日

宮崎県知事 河野俊嗣

指定番号	申請者氏名	位置	道路の概要 (メートル)		指定年月日
			幅員	延長	
(日南) 28-1	加藤 徹	日南市大字星倉字 貝守4496番2、44 85番7、道の一部	4.90 6.00	85.23	平成28 年8月 22日

公 告

消防法（昭和23年法律第186号）第17条の10の規定により、工事整備対象設備等の工事又は整備に関する講習を次のとおり実施する。

平成28年9月12日

宮崎県知事 河野俊嗣

1 講習の対象者

- (1) 消防設備士免状の交付を受けた日から2年以内の者
- (2) 前回の講習を受けた日から5年以内の者

2 講習実施区分

講習区分	講習の対象となる消防設備士の種類及び区分
消火設備	第1類の甲種消防設備士及び乙種消防設備士、第2類の甲種消防設備士及び乙種消防設備士並びに第3類の甲種消防設備士及び乙種消防設備士
警報設備	第4類の甲種消防設備士及び乙種消防設備士並びに第7類の乙種消防設備士
避難設備 ・消火器	第5類の甲種消防設備士及び乙種消防設備士並びに第6類の乙種消防設備士

3 講習の日時及び場所

講習区分	日 時	場 所
消火設備	平成28年10月20日（木） 9時30分から17時00分まで	延岡市社会教育センター 延岡市本小路39番1 宮崎県技能検定センター
	平成28年10月25日（火） 9時30分から17時00分まで	宮崎市学園木花台西 2丁目4番地3
警報設備	平成28年10月12日（水） 9時30分から17時00分まで	都城市高城生涯学習センター 都城市高城町穂満坊 105番地
	平成28年10月19日（水） 9時30分から17時00分まで	延岡市社会教育センター 延岡市本小路39番1 宮崎県技能検定センター
	平成28年10月26日（水） 9時30分から17時00分まで	宮崎市学園木花台西 2丁目4番地3
避難設備 ・消火器	平成28年11月22日（火） 9時30分から17時00分まで	宮崎県技能検定センター 宮崎市学園木花台西 2丁目4番地3
	平成28年10月18日（火） 9時30分から17時00分まで	延岡市社会教育センター 延岡市本小路39番1 宮崎県技能検定センター
避難設備 ・消火器	平成28年10月27日（木） 9時30分から17時00分まで	宮崎市学園木花台西 2丁目4番地3

4 受講申込手続

(1) 受講申請書の受付期間

平成28年9月12日(月)から平成28年10月3日(月)まで(郵送の場合は、10月3日(月)の消印のあるものまで有効とする。)

(2) 受講申請書の提出先

宮崎市橋通東2丁目7番18号 宮崎県住宅供給公社ビル内(〒880-0805)

一般財団法人宮崎県消防設備協会

5 受講手数料

講習区分ごとに7,000円(宮崎県収入証紙により納付すること。)

6 その他

詳細については、一般財団法人宮崎県消防設備協会(電話 0985(27)7348)又は宮崎県危機管理局消防保安課(電話 0985(26)7627)に問い合わせること。

--	--